

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前						
別表第一（第一条関係）						別表第一（第一条関係）						
備考 (略)	組織	(略)	教育委 員会	本 庁	職	区分	組織	(略)	教育委 員会	本 庁	職	区分
	(略)	(略)					(略)	(略)				
	(略)	(略)	秘書広報室長 教員採用企画室長 職員給与室長 部活動改革推進室長				(略)	(略)	秘書広報室長 職員給与室長 全国高等学校総合体育 大会推進室長			
	(略)	(略)	四種	(略)	(略)	四種	(略)	(略)	四種	(略)	(略)	四種

附 則

この人事委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。